

「越前若狭田んぼ道場」研修心得

(法令等遵守)

第1条 研修生は、常に法令等のもとより、この心得を遵守し、秩序を乱すような行為をしてはならない。

- 2 講師が指示する場合は、健康診断等を受けなければならない。
- 3 研修期間中の飲酒、定められた場所以外での喫煙を禁止する。

(学 習)

第2条 研修生は、自ら求めて学ぶという積極的な学習に心掛けること。

- 2 研修生は、カリキュラムをすべて受講することを原則とし、正当な理由なく、欠席、遅刻、早退をしてはならない。
- 3 研修中は静粛を旨とし、講師の指示に従い真剣で積極的な学習態度で臨むこと。
- 4 研修室や圃場には、学習上不必要と認められる書籍、物品等を携行しないこと。
- 5 研修中の飲食は、原則禁止とするが、高温時等熱中症対策として水分・塩分の補給は積極的に行うこととする。

(出席・欠席について)

第3条 病気等の不測の事由により研修等を欠席する場合は、電話等で速やかに園芸振興課に連絡すること。

(傷害保険等)

第4条 研修生は、傷害保険に必ず加入すること。未加入者は研修を中止する。入校の際、運転免許証と傷害保険の写しを提出し、更新時にもその写しを園芸振興課に提出すること。

(生 活)

第5条 研修生活は人間形成の場であるから、礼儀等に関する正しい習慣を身につけるように努力すること。

- 2 研修生は、公共物（施設および備品）を丁寧に取扱い、整理・整頓に心がけること。もし紛失または破損した場合は弁償すること。

(禁止行為等)

第6条 研修生は次の行為を行ってはならない。

- (1) 故意による公共物の破損
- (2) 公序良俗に反する行為

- (3) 他研修生や講師への暴言・暴力行為、金銭及び物品の強要、いじめに相当する行為
- (4) 研修中に知り得た個人情報等の外部への漏えい、SNS等による特定の個人への批判、誹謗中傷
- (4) 凶器等危険物の所持、または持ち込み
- (5) 農場の生産物および公共物の窃取行為
- (6) 福井県迷惑行為等の防止に関する条例に抵触する行為
- (7) その他法律に触れる行為

(懲戒)

第7条 研修心得に違反した者は、戒告、研修を中止などの懲戒処分を受けることがある。

(自動車等利用)

第8条 使用する自家用車等は、車検、保険加入等法令等を遵守したものでなければならない。自家用車等を利用することにより発生する交通事故等については、道場の内外を問わず、当事者がその責を負い、本道場は一切その責を負わない。

(服装等)

第9条 研修生は、研修生としての品位を保つにふさわしい服装でなければならない。

(広報活動への協力)

第10条 広報活動として、研修中の写真を雑誌、HP等で掲載することがあるため、研修生は協力すること。なお、希望しない研修生は申し出ること。

(補足)

第11条 このほか、行動規範に関して必要な事項は、園芸振興課が定める。